

新潟県病院局事務決裁規程（昭和36年新潟県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 地域機関 病院局組織規程第2章の2に規定するものをいう。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(次長の専決事項)</p> <p>第4条 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次長の旅行（5日以上の旅行を除く。）並びに課長、<u>地域機関の長及び施設の長の5日以上の旅行の命令</u>をすること。</p> <p>(3) 次長の旅行（5日以上の旅行を除く。）並びに課長、<u>地域機関の長及び施設の長の5日以上の旅行の復命</u>を受けること。</p> <p>(4) 次長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8-55号）第24条第1項に定める休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るものうち1日を単位とするもの及び局長が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）（5日以上のもの（夏季休暇を除く。）並びに研修及び兼職に係るものを除く。）の承認等</u>をすること。</p> <p>(4)の2 課長、<u>地域機関の長及び施設の長の5日以上の休暇等（夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等</u>をすること。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p><u>第2章の2 地域機関</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(次長の専決事項)</p> <p>第4条 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次長の旅行（5日以上の旅行を除く。）並びに課長<u>及び施設の長の5日以上の旅行の命令</u>をすること。</p> <p>(3) 次長の旅行（5日以上の旅行を除く。）並びに課長<u>及び施設の長の5日以上の旅行の復命</u>を受けること。</p> <p>(4) 次長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るものうち1日を単位とするもの及び局長が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）（5日以上のもの（夏季休暇を除く。）並びに研修及び兼職に係るものを除く。）の承認等をすること。</p> <p>(4)の2 課長<u>及び施設の長の5日以上の休暇等（夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等</u>をすること。</p> <p>(5)～(9) (略)</p>

(地域機関の長の専決事項)

第13条の2 地域機関の長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政文書等の公開の決定等をする事。
- (2) 個人情報ファイル簿の作成等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等をする事。
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)、健康保険法(大正11年法律第70号)等の規定による申請、届出、報告等をする事。

(地域機関の長の権限に属する事務の専決)

第13条の3 次長の専決事項は次のとおりとする。

- (1) 職員(局本庁の課長補佐に相当する職以上の職にある者を除く。次号から第5号まで及び第6号において同じ。)の旅行の命令をする事。
 - (2) 職員の旅行の復命を受ける事。
 - (3) 職員の時間外勤務等の命令をする事。
 - (3)の2 職員の時間外勤務代休時間の指定をする事。
 - (4) 職員の特殊勤務の命令をする事。
 - (5) 職員(地域機関の長を除く。)の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行う事。
 - (5)の2 職員(地域機関の長を除く。)の代休日を指定する事。
 - (6) 職員の休暇等の承認等(地域機関の長の5日以上に係るものを除く。)をする事。
 - (6)の2 職員の営利企業等従事許可願を許可する事。
 - (7) 職員の扶養親族届に関する扶養親族としての要件の有無及び配偶者の有無について確認し認定する事。
 - (8) 職員の住居届に係る事実の確認及び住居手当の月額決定又は改定をする事。
 - (9) 職員の通勤届に係る事実の確認及び通勤手当の月額決定又は改定をする事。
 - (9)の2 職員の単身赴任届に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定をする事。
 - (10) 職員の児童手当の受給資格及び額の認定をする事。
 - (11) 電子計算機による給与事務処理のための諸報告をする事。
 - (12) 職員の身分証明書その他軽易な証明書の発行をする事。
 - (13) 職員の被服の貸与をする事。
 - (14) 前各号のほか、定例に属する軽易な事項で地域機関の長の指定する事項を処理する事。
- 2 前項の規定にかかわらず、次長が長期にわたり不在のとき、又は次長及び第13条の4の規定により代決の権限を有する者がいずれも不在の場合において緊急を要するときは、地域機関の長は、当

該次長が専決する事項について専決するものとする。

(代決)

第13条の4 地域機関における事務の代決は、別表第2の2に定めるところによる。

(準用規定)

第17条 第7条及び第12条及び第13条までの規定は、地域機関及び施設における専決及び代決について準用する。

別表第2の2 (第13条の4関係)

地域機関種類	代決の順序
加茂病院事業清算事務所及び吉田病院事業清算事務所	1 所長の権限の代決 (1) 所長が不在のときは、次長 (2) 所長及び次長がともに不在のときは、経営係長 2 次長の権限の代決 (1) 次長が不在のときは、経営係長 (2) 次長及び経営係長がともに不在のときは、次長があらかじめ指定した職員

(準用規定)

第17条 第7条及び第12条及び第13条までの規定は、施設における専決及び代決について準用する。